

大東魚類株式会社行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次のとおり策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和11年 3 月31日までの 5 年間
2. 内容

目標 1：女性労働者（正社員）に占める管理職（課長役以上）の割合を
30%以上にする。

<取組内容>

- 令和6年4月～ 女性労働者の積極的・公正な育成・評価に向けた上司のヒアリング
時間当たりの労働生産性を重視した人事評価による育児休業・短時間勤務等の利用に公平な評価の実施

以上